

# 平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

（平成 30 年 9 月 6 日 午後 2 時 00 分）

●議長（小林幸雄） それでは、会議を再開いたします。

通告の 4 永原和男議員。

- 1 可燃ごみの処理について
- 2 国保世帯主 9 割給付制度の継続と町単独の制度について
- 3 町立病院の新築について
- 4 除雪委託の長期契約について

議席番号 8 番・永原和男議員。

◆8 番（永原和男） 議席番号 8 番・永原和男でございます。6 月の一般質問に続き町民の皆さんが、強い関心を寄せています 3 点と、除雪の委託契約の長期契約について質問をします。質問の項目が多い訳でありますので、答弁は簡潔な答弁を求めます。

家庭から出る、いわゆる粗大ごみといわれる、木製の家具や畳、ふとん等について、持込みの場所、収集日、料金の順に沿ってですね、順に伺っていきます。まず始めに、来年 3 月以降に家庭から出る粗大ごみは、町内のどこに持って行くことになるのでしょうか。伺います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） はい。永原和男議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。今、簡潔に答えてくれと、こういうことでございますので、粗大ごみの処分については、今までは、それぞれ随時搬入ができた訳でございます。今回、広域連合、いわゆる長野環境エネルギーセンターという名称の所に、来年 3 月以降、焼却施設が移る訳でございます。そんな中で、粗大ごみについては、年何回にするか、ある一定の場所で、町民の皆さんに、その場所に搬入していただき、そこから焼却センターのほうへですね運ぼうと、こういう計画を今練っております。料金等については、まだ決まっておりませんので、後ほどまた、担当課長のほうからも申し上げさせていただきます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 私、冒頭ですね、順に聞いていくからという話をしているのです。それで、もう一遍お聞きしますが、その粗大ごみ、いわゆる粗大ごみをですね、町内のどこに、3 月以降持ち込むようになるのか、まず場所を明らかにしてください。

●議長（小林幸雄） 松木住民福祉課長。

## 平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

■住民福祉課長（松木哲也） はい。2月末を持ちまして、北部衛生センターは閉鎖されますので、先ほどもありました、長野環境エネルギーセンターで処分をすることになります。焼却処分。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 質問をよく聞いていただきたいと思います。私は6月の一般質問を受けて、その際に明確な答弁がありませんでしたから、もう一度お聞きするというふうに冒頭言っている訳であります。6月の、私の一般質問の際にはですね、町内のどこかに粗大ごみを、各家庭から持ってきていただく場所を決めると、そういう答弁だったのですよ。ですから、長野とかそんなことを聞いているんじゃないのです。町内のどこか、それを今聞いているのです。その1点だけお願いします。

●議長（小林幸雄） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） はい。町内のですね、粗大ごみ、可燃性の粗大ごみの回収拠点はどこにするか、まだ明確には今場所を決めておりません。今、申し上げたように、年数回は実施してまいりたいということで、今まで焼却を北部衛生センターで行っておりました時には、料金も発生しましたので、その際、料金徴収をする等考えておりますけれども、雨天の場合も想定しまして、やはり舗装された場所が適地ではないかと、そういうところで、ごみの収集していきたいというふうに考えております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 簡潔な答弁をお願いしてありますので、この間、無駄な時間とは言いませんが、ぜひ議長には、私にアディショナルタイムを与えていただきたいと思います、そう思います。そうしますとですね、いわゆる粗大ごみというのを、長野の処理センターへ持ち込む前に、前にと言いますか、今まで北部衛生センターへ持ち込めたものが、今度は長野市に行くから特別な配慮として、町内でまとめていくという訳でしょう。現時点では、その場所は決まっていないのですね。決まっているのかいないのか、お願いします。

●議長（小林幸雄） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） はい。まだ正確な場所は決めておりません。地域とすれば、4地区ありますので、学校、旧学校単位とかで、そういう地区別に集められればいいなと申しますか、先ほどの集める場所での計測、そういうこともありますので、例えば野尻であれば、野尻の第二駐車場、ああいうような場所を想定はしております。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

## 平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

◆8 番（永原和男） そうすると、6 月よりも、場所は決まらないが、住民サービスという点から言えば前進した答弁をもらったと思うのです。各地区なのですね。各地区。それは 4 箇所ということですね。野尻、柏原、古間、富士里にそれを設置をすると、しかし場所についてはまだ決まっていないということです。その次ですね、収集日です。収集日はどうなりますか。この一点だけ教えてください。

●議長（小林幸雄） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） 収集日につきましては、日曜日等、休日を想定しております。それで、先ほどの箇所数なのですから、4 地区というか、4 回程度行えればということで、その場所が想定したとおりの場所で、それぞれ地区と言いましたけれども、回数で言いますと 4 回程度が想定できるのではないかとということで、場所がそれぞれの地区で行えるかどうかは、現在では未定でございます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 町民の皆さんが心配しているのですよこの問題。ですから、町民の皆さんにご理解いただいて、そういう不安や心配をですね、解消してもらいたいと思うから聞いている訳です。もう一度また元に戻りますよ。そうしますと、収集場所については、各地区じゃないのですね。収集場所。それで場所は決まっていないのだと、それでいいですね。じゃあ次ですね、それで良くありませんが、そういう答弁です。それでですね、収集日についても、これ今話を聞くと、あれでしょうか、じゃあこれ年何回あるのでしょうか。収集日は、4 回ですか。どうでしょう。

●議長（小林幸雄） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） はい。今現在、北部衛生センターへ持ち込まれてます粗大ごみの量を見ますと、まあそれを例えば 1 回で集めるっていうのは、とても無理な数字になるかと思えます。そういった中ではですね、回数についても対応してまいりたいと、まあ私の中では、その先ほど 4 回程度というような話はいたしましたけれども、それもまあ実際に精査する中でですね、回数の増減はございますので、よろしく願いいたします。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 収集日も決まっていないということですね、結論は。それじゃあ次に移りますが、その際の処理料金、これはどうなるのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 松木住民福祉課長。

## 平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

■住民福祉課長（松木哲也） はい。処理料金につきましては、長野広域連合の新焼却施設の料金に従った料金の徴収をしていきたいということになりますが、今、まだそちらの料金については、公表というか正式な数字が示されておられません。現時点では申し上げる数字はございません。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 3 番目のこれについても、まだ決まっていないということで。私はね、今持ち込みの場所、収集日、その際の処理料金について質問しましたが、これらが決まっていないのですね。北部衛生センターに直接搬入できるのは、平成 31 年の 2 月までですよ。それで 3 月からは長野市の大豆島に建設中の、長野広域連合の A 焼却施設に直接搬入してくださいというチラシが今配られてる訳ですよ。そのことも 6 月議会の時に、お話しをしました。町民の皆さんは、この不便になることを心配しています。その心配を解消するために、6 月議会の答弁がより具体化していることを期待していたのですが、この 9 月の段階でもまだ具体化していないということでもあります。これでは町民の心配がですね、私は不安に拡大していくことを心配します。町長にお聞きしますが、この問題、まだ 2 月まであるからいいやという問題じゃないのですね。今私のところにも寄せられている声としてはですね、せいぜい遅くても 11 月には、雪の降る前にはしなくちゃということで、皆さんそういうことを心配している訳ですよ。、いつごろに、このことをはっきりと決め、住民の皆さんにお知らせをしていくようになりますか。伺います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 後段のですね、料金については、長野広域連合として、搬入料金がどうなるかっていう最終決定をしなければ、それに伴っての料金設定がなかなか難しいということで、これは広域連合が 11 月に、そこで最終決定をするというような見通しになっておりますので、それを踏まえて料金は設定するということになるかと思えます。そしてまた、場所の問題ですが、場所の問題については、今課長が言いましたように、それぞれ町民の皆さんにとって、どこが一番いいのかという立場に立って、検討しているということでございますので、できる限り早く決めてまいりたい。現状でも北部衛生センターのほうに、それぞれ直接搬入していただいている訳であります。そういった面からすれば、場所の移動はですね、お知らせすることによって、それほど大きなご不便をお掛けするということにはならないかなというふうに思いますが、しかし、決まり次第早めに周知できるように努力をしてまいりたいというふうに思います。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） それは決まったら周知してもらおうのは、それはそうなのですよ。今

## 平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

町民の立場に立てばですね、これからどうなるんだろうということを心配してる訳です。ですから、現時点では全て未定なのです。じゃあいつそのことを決めれますかっていうゴールをお伺いしているのです。決まったら町長お知らせするのは、それは当然のことなのです。ゴールはどこにおいてるのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） いずれにしましても、長野広域連合の料金等が出る中では、そういった計画を立てていきたいと。今度粗大ごみをですね、皆さんから集めさせていただいた後、また搬入をするということになると、業者委託等が考えられますので、そういった調整をする中で、その頃がひとつの目安になるのかなというふうには思っております。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） それではですね、私はまだ十分に理解はしませんよ、後でまた述べさせていただきますが、次に事業者による、持ち込みごみについて伺います。長野の新しい施設まで持って行くことに、事業者の皆さん理解を示していただきましたでしょうか。伺います。

●議長（小林幸雄） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） はい。前回もですね、同様にご質問をいただきまして、今料金の設定ができておりませんので、北部衛生センターでは、この2月末で閉鎖をされるというようなことを利用者の皆さん方には知らせております。それで、前回の答弁でも申し上げましたように、3月末に、町内の事業者の皆さんには、ごみ処理の広域化について、通知をさせていただいたところでございますが、前回も申し上げました、事業者の責任において適正に処理をしていただくことだということによっております。ただ皆さんから、持ち込みに関しての質問というか、不安な点があると思いますので、そういった問合せには、その都度お答えをさせていただいているところでございます。それで、説明会等を実施をしていければというふうには考えておりますが、料金の算定というか、決定がされてない中で、まだ開かれていないというのが状況でございます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 事業者の皆さんへの働きかけ、6月の議会から3か月経ちますが、全くなされていないということですよ。私はこれは急ぐべきだというふうに思いますよ。それでですね、よく私も聞かれるのですが、長野市の新しい施設までの往復の距離と時間、これどうなるというふうに把握しておりますでしょうか、伺います。端的にお願いします。

●議長（小林幸雄） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） 先ほどありました、新焼却施設までの距離、時間も、今回建設するにあたり、ルートを確認をさせていただいて、車のスピードや時間帯、車両の混雑具合等によって、異なる訳でございますが、18号を通るルートがあると思います。それから県道の坂中線を通るルート、また、北国街道といわれるルートを通ることがありますけれども、そのいずれでも片道約40キロで1時間程度かかるというような時間の計算がされております。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 町側も答弁には協力してもらいたいと思うのです。私も絞ってですね、新しい施設、行って帰ってくる、往復の距離はどのくらいでしょうか、それに要する時間はどのくらいでしょうかと聞いてるのですから。距離は往復で80キロだと、時間で2時間というふうに答えてもらえばいい訳です。この往復で80キロ2時間ということです。私はこれは事業者にとって、コストアップになるというふうに思うのですね。新しい施設に、今事業者の責任で、対処してもらいたいという考えがありました。このコストアップに町が行政がですね、対応策を講じていくという考えはありませんか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 端的にお答えします。今の段階ではありません。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 今の段階ではないということは、いつかの段階ではあるのかなと期待してしましますが、まあないというのに近いのだろうと思うのですね。そうしますと、この問題ちょっとまとめてみたいと思うのですが、町民の皆さんの心配事っていうのは、本当に私、解決していないと思うのですよね。先ほども申し上げましたが、解決のできることで、町民の皆さんにお示しできることは、少しずつでもですね、皆さんにお知らせをしていって、心配事が不安に拡大しないような行政を進めるのが、私は町として求められている姿ではないだろうかというふうに思います。本当にですね、町民の皆さんは、2月過ぎたらということじゃないのですよ。10月、11月にどうしようかということを考えている訳であります。その点をですね、ぜひ住民の不安や心配に答える方向でですね、努力をしていただきたいというふうに思います。次に、国保の世帯主の9割給付制度の継続実施を、横川町長にお尋ねしますが、次期の町長選挙に公約とされますかどうか。端的に質問をいたします。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

## 平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

■町長（横川正知） 公約に入れるかどうかというこのこと、ことから言えば、敢（あ）えて公約の中には含めません。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） つまり、公約しませんということですね、国保世帯のですね、今議会では、この国保の 29 年度の決算を審査している訳であります。その決算書を見ますとですね、世帯当たりの平均国保税額が、14 万 7059 円になっているのです。1 世帯当たりの平均国保税額は 14 万 7059 円。それで、29 年度のですね、国保世帯の平均所得額は、110 万 8000 円と聞いています。そうしますと、所得に占める国保税の割合は 13.3 パーセントになるのですね。これを、改めて担当課長に確認させていただきますが、今私が申し上げた数値に誤りがありますでしょうか。確認のためにお伺いします。

●議長（小林幸雄） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） はい。今議員がおっしゃった数字は、平成 29 年 7 月時点での本算定の世帯平均の所得で間違いございません。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） ありがとうございます。そこで町長に伺いますが、町長、所得の 13.3 パーセントが、国保税なのです。このことに対して町長どのようにお考えになりますでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） これ端的にと言いますか、私自身も国保世帯となったこともあります。その時にはやはり収入に対しては、大変額が多いなという思いは持った訳でございますが、国保の制度上の中での対応ということで、理解しているつもりでございます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） もっと端的にお願いしたかったのですが、つまり国保税というのは高いなという印象をお持ちなのではないでしょうか。これは国保税が高くなった理由は、横川町長の政治が上手くいかないからなっているんじゃないのですよ、これは。安倍さんの国の責任なのです。ですから私は、国保税が高いということで、横川町長の政治姿勢を正すつもりはありません。今お聞きしているのはですね、所得の内 13.3 パーセントが国保税として納税する、これが実態なのですね。これについての感想をぜひお願いいたします。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 平均ですから、平均という中には高いのもあれば低いのもあるとの中での平均というふうに捉えますから、そういった意味では端的に言えば 13 パーセントというのは、所得ですよ、収入じゃなくて所得に対するということですから、収入という面からすれば額面はもう少し多くなる訳ですが、所得という観点からすれば、ちょっと負担感はあるのかなというふうには思います。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 私はこれは高いと思うのです。多くの町民の方も高いと思うのです。ところが、町長さんの生活実態からすれば負担感があるということになるのでしょうか。その辺ではですね、ちょっとズレが今、生じてきているというふうに思います。4 年前の町長選挙を前にですね、日本共産党信濃町委員会が公開質問を出したことは 6 月議会でもお話しさせていただきました。その時の横川候補は、国保世帯の現状を鑑み、国保世帯、国保世帯主医療費の 9 割給付制度は維持していきたいと考えておりますと、このように答弁をされています。私は、横川町長のですね、お考え、国保世帯主の現状を鑑み、このことがですね、4 年間経過した現在でもますます重要になってきていると思うのですね。所得に占める国保税の割合は、28 年度は 13.2 パーセントでした。これは 6 月議会でも明らかにしてきたところです。今明らかになったのは 29 年度の負担率が 13.3 パーセントなんですね。こういうふうにその負担率が上がっている現状を直視すること、この現状を素直に見ること、そのことが私は国保世帯の現状を見ることになるのではないだろうかというふうに思います。この 9 月議会で初めて町長が来期に向けての公約には、世帯主 9 割給付の継続実施を公約としないという話がありましたが、国保世帯の現状を見た場合にですね、この世帯主 9 割給付制度を継続実施するという公約はできませんでしょうか。公約はできませんでしょうか。伺います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 現状の中でですね、この 4 年間の中で、先ほど永原議員さんが言われたように約束事はしっかりと守らせていただいている訳でございます。この今の国保の状況とかうんぬんと言いますけれども、これはやはり国の制度そのものの問題でもある訳ですね。つまり、制度によって負担感が大きいから、その分を各自自治体がそれぞれその対応しなさいという議論は、私はある面ではちょっと無理があるんじゃないかなというふうに思います。その後の 4 年間について、私は今申し上げる立場ではありませんけれども、今後の方向とすればですね、平成 3 年から実施された現行制度が、本当にそれが、その当時の時代と今とどうなのかということもしっかりと永原議員さんのほうでも、深く認識をしていただく、このことも大事かなというふうに思います。



## 平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 一般質問ですね、議員が自覚をしろという、今お説教をいただきましたが、私は4年前に横川さんが公開質問に答えられた、国保世帯の現状を見ていくのだと、国保世帯の現状に光を当てていくのだと、それが私は政治の大道だということをお願いして、次の質問に移ります。町立病院の新築に関する問題です。この9月会議の町長の挨拶で職員によるプロジェクトチームが、新病院建設整備検討報告書を8月に取りまとめて、その報告書を町長が受け取ったというお話がありました。この報告書は町長、公開していただけますでしょうか。最初に伺います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） これは事務的プロジェクトとしての、ひとつの結果でございますから、そのことは今後検討を深めるにしても、必要なら公開はしてもいいなというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 公開を拒まないということでもありますから、この点は私は評価したいと思うのですね。それで、6月会議の私の一般質問の際に、町長はこう答弁をされているのです。プロジェクトチームからの検討報告があったら、町長の当時の表現で言いますと、更に上がった段階で詰めるというのですね。私はその時には、こういうふうに理解したのです。職員による検討をベースにして、町長は何らかのその検討会の組織を考えているのかな、というふうに思った訳ですが、町長、その何らかの、その詰めるということ、この詰めるというのはどういうお考えなのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 具体的には方向が、今回の場合、具体的に言いますと、プロジェクトの報告、8月28日に私のほうに頂戴した訳です。詳細については、まだ本当にしっかり見てないのですが、概要については報告の中でお聞きしたとおりです。その時に言ったのは、この段階で、プロジェクトの結果が本当に即実行できる内容を期待はしていたのですね。ところがなかなかやはり検討するにもいろいろな課題が多すぎて、難しい点があるというようなことで、煮詰まっていない部分というのが結構あるのですね。ですから、このことは更にやはり詰めていかなきゃいけない、そういう中で私は召集のご挨拶で申し上げたのですが、まだ、事務的プロジェクトとしての政策形成過程の報告だということをお聞きして、（あ）えて申し上げた訳でございますので、そんなことを念頭にまた議員も、病院の先輩としてもいろんな面でアドバイスをいただければなというふうに思います。それでお願いします。

## 平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） そうしますと、改めてお伺いいたしますが、これも町民の皆さんが期待してることなのです。それでですね、その報告書が出たのだと、次の段階で詰めるというのですが、その詰め方はどういうふうに議論や研究を詰めるのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 次の段階というのは、一つはやはり概略としての青写真といいますか、そういうものが必要になってくる段階ではないかなというふうに思うのですね。それを素案として、いろいろな関係の皆さん方のご意見も頂戴しながら、そして、修正すべきものは修正し、成案としてどう作り上げていくかと、まあこういうことでございませし、もう一方で非常に大事なものは、やはり財政の問題であります。財政も生ものであるから、予定通りなかなか積立ても上手く進まない。進まないというか努力はしてきてるのですが、29 年度末での、先日も決算の上程でも申し上げましたが、今、4 億 6000 万円。そして、この 30 年度で、当初予算ベースで、8000 万円ということを見込んでいます。そういったことを含めて、最終的にはスケジュール感を持ってやっていかなければいけないということでございます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 町長の話聞いていてですね、私、率直に言ってなかなか理解できないのですね。最後に言われたスケジュール感を持って取り組んでいく、そりゃそうだと思うのですよ。そのスケジュール感のうえでですね、どういうふうに今後これを進めて行くのかということ、これは町民の皆さんに、そのスケジュールをお知らせするということは、これできますよね。どうでしょう。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） まさに、このプロジェクトの報告を、まだ永原議員さんは見ていないからかもしれませんが、これを更にですね、資金的な問題だとか、いわゆる後々の経営上の収支バランスだとかですね、そういうことを考えた時には、かなり重い詰めをしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。従って通常、何か箱物だけを作るとか何とかという話じゃないものですから、ご存じのように、その後々のことにもしっかりと責任を持った対応をするためにはですね、それなりの真剣に、今までもそうですが、今後も詰めるのは本当に慎重にやらないと、この信濃町が生きていけるかどうかということにも結び付くわけありますから、そんなことを念頭において進めたいというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 町長、私はね、この問題は私も含めて議会でも何人かが質問で取り上げてきてます。私たちは無責任など言っているつもりは全くありません。それで、外野席からですね、そのワイワイと騒いでいるような気もありません。やはりこの病院の問題というのは、町にとって大事なことですよ。町民の皆さんがこの町で生活してもらおう上でも、あるいは産業の上でも大事なことなのですね。ぜひ、この大事なことで町民の皆さんからの期待も大きい問題ですから、何かわからないと、町民の皆さんの声ですよ、町長さんは先延ばしをして、病院建設はやりたくないのじゃないかというふうに勘ぐる人まで出ちゃうのですよ。私はそうだとは思いませんから、やはりそのことはスケジュールをきちんと定めて、スケジュールを定めといたってその通りにいかない場合だってありますよ。そういうことで先の方向性をですね、町民に 1 日も早く示していくことが大事だというふうに指摘させていただいて、次の質問に移ります。除雪の問題であります。除雪の質問に入る前にですね、現場で除雪作業をされている皆さんに、心から感謝を申し上げまして、この除雪の長期継続契約について伺っていききたいというふうに思います。町道の除雪の委託契約が、5 年間の契約期間として行われてきました。今年は更新の時期を迎えていると思うのです。町長にそこで伺いたいのですが、町道の除雪委託契約更新に当たり、次期も長期継続契約をするお考えでしょうか。この点、端的に一つお答えをいただきたい。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） はい。基本的な方向だけ申し上げさせていただきたいと思います。この 23 路線ですかね冬場の。この町道の除雪体制については、現行の J V 制度で 5 年間に経過しようとする訳でございます、経過したというのですかね。この間に、これもどちらかという、それぞれ業界の皆さん方の要望も含め、やってきたということ聞いております。今回もその町内の業界の皆さん方のアンケート結果、いわゆる業界内部のですね、アンケート結果等々も踏まえて、この J V による 5 年の契約で進めるのがいいんじゃないかという事を思っております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 今町長の答弁ではですね、長期の継続契約として 5 年間の期間で、更にやっていきたいという話がありました。ここでその議論を深めるためにですね、長期継続契約についてちょっと触れさせてもらいたいと思うのです。地方自治法 234 条の 3 はですね、長期継続契約ができる契約をこれは具体的に定めてるのです。電気、ガス、水、電気通信の契約、これはみんな具体的ですよ。それで更に、不動産を借りる契約も長期継続契約ができると定めています。長期継続契約は、これは言ってみれば例外的な契約行為ですから、私は法が具体的に定めているように、具体的にしていくのは当然だというふうに思います。法は電気や不動産の他にもうひとつ、町が条例で定めるものも長期契約できるというふうに規定している訳ですね。それで、町は条例としてですね、

## 平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

信濃町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例っていうのを作っている訳であります。この町条例はですね、見ると除雪業務の委託契約を長期契約できるというふうには定めていないのですね。この点について、私は条例改正をする必要があるんじゃないかということを最初に提起をさせていただきますが、どのようにお考えでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） それでは、条例の内容ですので、私からお答えさせていただきます。今議員のご質問にもありました条例につきましては、主旨規定、長期継続契約を締結することができる契約の内容、契約項目、また契約期間について3条からなる条例でございます。この条例につきましては、平成18年の6月に制定をしたものですが、平成22年の9月にも改正をしております、その際に長期継続契約を締結することができる契約ということで、第2条第5号としまして、施設、設備等の維持・管理業務に関する委託契約ということで、1号を付け加えております。これを想定しますものが、ちょうど当の除雪業務ということでございまして、事務取扱要領の中の、契約の相手方の準備期間を確保する必要があるもの。契約の適切な履行のために資材・機材の調達や労働力確保などを要するもの、ということで、この規定によりまして除雪の長期継続契約を決定しております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 私が条例改正の提案をしたのはですね、地方自治法もそうですが、契約の例外的な契約として位置付けているものですから、その契約は具体的なですね。先ほども言いましたように法律ですら、電気だとか水道だとか、その不動産を借りる場合というふうに限定してる訳ですよ。この条例を見ますと、その今2条の第5号ですか、読んでみますと、施設、設備等の維持・管理業務に関する委託契約となっているのですよ。これでどうして町道の除雪がこれに該当するのか、もう一度伺います。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 本規定の追加をしたのは、平成22年でございます、これが除雪の長期継続契約を始めた年度でございます。この際にこれを想定したものとして、この5号を追加しております。また、長期継続契約の条例の定め方につきましては、簡略に定めてあるもの、また具体的に定めたもの、性質を定めたものという、それぞれの市町村によって規定の内容は変わっております。当町におきましては、この内容によりまして除雪契約ができるものと考えております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 長期契約ができるものをですね、元となる条例から想定をしていく、これができるのかなど、いやできるよな、こういう想定をしていく、そのこと自体この不自然だというふうに私は思います。それでですね、このはっきりと、法もそうですが、この際私も除雪業務の長期委託については、反対するものではありませんが、この際はっきりするものは、はっきりさせていくという姿勢が必要だというふうに思います。このままでですね、長期契約について条例改正をしないで、このままで来年度も再来年度もいくというふうにお考えでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 現状ではそのように考えております。なお、先ほど申し上げましたけれども、契約の性質を定めるというような条例で運用している自治体もございます。具体的な内容を定めたところもございますが、当町の場合におきましては、この規定で対応できるものと考えております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） まあできるのでしょうか、これは本当にストレートじゃないって点は私もこの場から指摘をさせていただきたいというふうに思います。この問題についてはですね、また改めて議論をする時もあると思いますが、次にですね、契約の期間を町長は5年というふうにさっき答弁をされました。質問いたしますが、契約の期間を5年とすると設定をされ、契約の際に5年というふうに設定をするにあたって、この契約の公平性と競争性をどのように勘案をしてきたのかご答弁をいただきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） はい。公平性等もございますが、5年間の長期契約を振り返りまして、また、その前3年間ということで、3年間の長期契約がありまして、その後5年間の長期契約があつて、今年度を迎えたというような経過がございます。5年間の長期契約等ですね、振り返ってみますと、長期契約によりまして、除雪には必ず重機のオペレーターの方も必要となります。そのような方の確保等も、安定してできるというようなこともございます。また、除雪作業につきましては、夜中というか早朝より暗い中から作業が始まるというようなことで道路に、構造物等も含めて精通していないと、いろいろな意味で事故が起きたりとか、また、いろいろ道路の占用物等も増えてございますので、そういう物が破損したりというような事故も発生するところでございますが、長期契約によりまして、その現場に精通するというようなことも考えられます。そのようなことも鑑みまして、公平性等も含めまして検討した中で、今のようなかたちを考えているところでございます。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 私も一生懸命聞いていたつもりですが、なかなかわからないですね。私がこの契約の公平性それから競争性、この言葉は私の頭の中になんか入っている言葉じゃないのですね。町が決めてるのですよ。長期契約の期間を設定する際には、幾つかの項目ありますよ。しかし私みた中で、私もうん、重要だな、と思ったのはですね、契約の公平性、それからそこには入札する訳ですから、競争の原理を働かせるということが書いてある訳ですね。私はその後段の 2 項目についてお伺いしたいのです。この 2 点をどのように考えて、それを勘案して 5 年にしたのかということ。まず、5 年間にすることによって公平性がどのように保たれるのでしょうか。お伺いします。

●議長（小林幸雄） 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） 公平性につきましては、例えば、単年度あるいは 2 年、5 年という期間の長さについて、特に変わることはないのではないかとこのように考えます。業者の皆さんにも、同じ条件を持ってお示しする中で、競争の中で仕事を取り合っていたかどうか、ということになりますので、期間の長さが公平性にイコール影響するというふうには考えてございません。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 県道の除雪は 1 年の契約でやっていますよね。私はこの公平性の中で、我が社も除雪の仕事をしたいたいが、入れるだろうか、平等に扱ってもらえるだろうかというのが公平性だと思うのですよ。そのことは 5 年間というふうに切った時に公平性は保たれていく訳ですね。

●議長（小林幸雄） 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） はい。入り口の部分と申しますか、その部分では保たれているというふうに考えているところです。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 入り口というのは、どこが入り口なんだろう私もわかりませんが、つまり推測するに、なかなか答弁しづらいことなんだなあと思います。競争性についてはいかがでしょう。もう一度お伺いしますが、これは本当に難しいことだと思いますよ。競争性については 5 年間入札ということがない訳ですから、その間は競争性が働かない訳ですよ。競争性についてはどのように考えますか。

●議長（小林幸雄） 佐藤建設水道課長。

## 平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

■建設水道課長（佐藤巳希夫） はい。5年間の契約ということで始まる部分につきましては、同じ条件をお示しする中で、競争して始めるというような部分では、一定の担保がされているというふうに思います。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） この間を見るとですね、4つの路線箇所を4社がやっているのですね。入札で決めているのですね。JVによる会社、4社で。これだけ見たってこれ競争性は働いていないのじゃないかっていうふうに思うのですよ、私は。それでですね、やはり契約の公平性と競争性というのは、きちんと勘案して契約期間は決めるべきだというふうに思います。前期の契約期間が5年間だったから、これを既成事実には私は、すべきではないというふうに思います。これ、何でこういうことを言うかっていうと、今年の決算を見ても1年間に約2億円この除雪の費用が払われてるのです。私はこれ一生懸命仕事をしてもらったのですから2億円払われている、そのことについてものを言うつもりはありません。2億円だという数字を確認させてもらってるのです。2掛ける5だと10億なのですね。ところが今の制度の中で言うと、議会がこの委託契約について、そのチェックするっていうものになっていないのですよ。議会の議決に付すべき条項にはならないのですね。ですから私は、条例もきちんと整備してですね、契約期間が定めるにあたって、きちんと町として、これこれこういう理由だから5年間にしたのだったというものを、明確にする必要があるというふうに、この質問の中でも言ってきた訳であります。来期の除雪業務委託契約の長期化に臨むにあたってですね、このことを私は強く求めたいというふうに思います。このことについて最後に町長のご見解を伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） いろいろと永原議員さんからもご心配も含めてですね、ご質問をいただいているのですが、私やはり、一つは適正にルールに従って執行されるかどうかということが大きなポイントになろうかというふうに思います。そして、その中には、言われるように公平性だとかあるいは、競争性がしっかり働くのかということでございますので、それはそれとして、そのルールの中でしっかり対応していくということだと思います。4社がうんぬんというJVの場合のお話でしたが、それぞれまた今年もそういうふうな状況になるのかなのか、私はわかりませんが、JVを組むにあたっては誰かやはり筆頭の会社が名を連ねなければいけない訳でございます。全部が代表という訳にもいかないルールになってますので、それらも全部ルールとして、働いて成り立ってきてるということでございます。いろんな中で、もし不備があったり、何かちよっと違うぞというようなことがあれば、いつでも、また何なりと申し付けと言いますか、ご意見を頂戴できればなあということをお願い申し上げます。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 私はこの長期契約について、除雪の長期計画については、基本的には理解は示しているものです。それはなぜかと言うとですね、除雪の機械という高額なものを買って入れて除雪にあたってもらう訳です。ですから、一定の期間その仕事となるものが保障されてなければ、私は事業者さんも大変だと思います。更に加えて、それに従事者をどう確保していくのか、これも本当に重要になってくると思うのです。ですから、私はこのことも含めてですね、東京や大阪の自治体では、この除雪なんていうのが、長期契約の条例には入ってきませんよね。ですから、雪の降る信濃町なのですから、そのこともきちんと条例で明らかにしてやっていくべきだということを申し上げた訳であります。最後にもう 1 点だけお願いしたいと思うのですが、私は長期契約によって除雪が良くやられた例とですね、本当にこの長期契約でですね、困るという例、町民の皆さんから寄せられているのです。同僚議員の皆さんも多分そうだろうというふうに思います。それで、新しく契約をするに向かってこれから除雪の時期に入っていくのですが、何か町としては、業者さんにですね、建設課にもそういう意向は、いっぱい入っていると思うのですよ。そういう声を改めて業者さんの方にお繋（つな）ぎをしていくようなことは考えていますでしょうか。長期契約をして業者さんも良かった、業者さんよりなおさら住民の人が良かったと、加えて町が良かったという構図が私一番いいことだと思うのですよ。一番大事にしなきゃならない町民の皆さんからですね、一部の声でしょうが、早く 5 年でスタートした、あともう 3 年も残ってる、2 年も残ってる、1 年も残ってるという声を聞くのです。その辺のことを、この契約を更新するにあたって、業者さんに改めて町としてお願いをしていく、指導をしていくっていうようなことはお考えでしょうか。

●議長（小林幸雄） 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） はい。4 月に各地区の総代会がございました。その際にですね、各総代さんをお願いしてあるところではございますが、本年度除雪の受託の業者が決まったところで、除雪会議を開催する予定ということで、その中で地元の皆さんのご意見、ご要望等をお伺いする中で、業者の皆さんも参加していただきますが当然、十分な意思の疎通を図っていくというようなことを今考えているところでございます。そのような中でより良い除雪というか、そういうものになるようにご協力をお願いしていくところでございます。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 今の、町民、業者の方、町とですね、この 3 者による除雪の会議、私はいいいアイデアだというふうに思うのです。これは毎年やっていることなのですか。今回新しくやるのです。本当にこの会議を期待したいと思うのですよ。それで、この 3 者がうまくですね、理解のできる中で、その除雪ができる。そういう体制を作っていただくことを望みたいというふうに思います。これで私の一般質問を終わります。



## 平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

---

●議長（小林幸雄） 以上で、永原和男議員の一般質問を終わります。この際、3時10分まで暫時休憩といたします。

（午後2時58分）